

東南アジアと中東の間のウラマーの移動と イスラーム法学の継承過程

塩崎 悠輝

同志社大学神学部 助教

緒言

現在世界に16億人いるともいわれるムスリムの居住地は世界各地に広がっており、イスラームの教義について一定程度共通の理解を持つことで同じムスリムであることができる。中東をはじめとする各地を移動しながらイスラームの教義に関する学問を習得し、ムスリム社会で継承してきた人々は、ウラマー（イスラーム学者）と呼ばれる。ウラマーは師弟関係や留学を通してシャリーア（イスラームの教義）を継承してきた。本研究では、東南アジアの近代国家マレーシアにおいてどのようにウラマーが中東からシャリーアの知識を持ち帰り、現地の国家との関係の中でシャリーアに従って生きる社会を構想していったのかを論じた。

東南アジアにおけるイスラーム法学の受容と展開について研究することは、ウラマーが継承してきた知の体系が、イスラームの地域を越えたダイナミズムの発現にどのような影響を及ぼしているのか明らかにすることにつながる。イスラームの教義に基づく知の体系とウラマーの勢力は、現在も世界各地のムスリム社会で潜在的に強大な影響力を持っている。近年では、東南アジアにおけるイスラーム諸学の研究を通して、東南アジアにおけるイスラーム理解・実践の他地域との共通性・一体性が明らかになってきている。

研究方法

東南アジアにおけるイスラームの研究においては、イスラーム法学の膨大な知的蓄積を踏まえた研究は少ない。本研究ではジャウイ（アラビア文字で表記されたマレー語）、アラビア語等で記述されたイスラーム法学の資料を読解して分析した。本研究では、筆者が身につけた語学力とディシプリンを活用するとともに、これまでの研究を通して人脈を築いてきた現地の研究者やウラマーの協力を得た。そうすることで、難解なイスラーム法学のテキストを分析することが可能となった。

本研究は、イスラーム学に基づくテキストの厳密な読解とともに、東南アジア地域研究の枠組を越えた広い視野から社会・政治・文化的文脈を踏まえた分析を行った。特に近現代においては、イスラーム諸学の言説も権力関係から自由ではないからである。そのため、法学書やファトワー（教義回答）の文面のみからではなく、背景となる社会、政治情勢を踏まえて分析した。

研究結果

19世紀末から21世紀初めにまで至るマレーシアのイスラーム法学書やファトワーを見ると、明らかな変化があったことがわかる。それはイスラーム法学における方法論の変化であり、当初はイブン・ハジャール・アル＝ハイタミーをはじめとするシャーフイー派の古典的な法学書、あるいはアフマド・アル＝ファターニー、ダウド・アル＝ファターニーといった東南アジア出身者が著した法学書が典拠として主に用いられていたのが、徐々に用いられなくなっていったことである。代わって頻繁に用いられるようになったのは、サラフィー思想に基づく法学書と「公共の福利（マスラハ）」の論理であった。現代の多くのファトワーは根拠を示してある場合でも特定の法学書を挙げることなく、「公共の福利」を根拠としている。また、法学書においては20世紀初頭以降にエジプトやアラビア半島からもたらされたサラフィー思想の影響が顕著になっていった。サラフィー思想はクルアーンとハディースに基づくイスラーム解釈を純正に実践し、預言者ムハンマドの事績にできる限り忠実であろうとする思想的潮流であり、東南アジアで支配的であったシャーフイー派を含む伝統的法学派を否定した。現代に至るまでサラフィー思想はイスラーム世界で影響力を強め続けているが、東南アジアでも同様の現象が見られる。

このような思想的潮流の変遷は、東南アジアのムスリムがイスラームを学ぶ場が、アラビア半島からエジブ

トへ移行したことが大きな理由であったといえる。20世紀半ばまでは、東南アジアのムスリムがイスラームを学ぶ最大の拠点がアラビア半島のマッカであった。マッカはシャーフイー派を学ぶ世界で最も重要な拠点の一つでもあった。19世紀までは、アラビア半島のイエメンおよびマッカから移入されたシャーフイー派法学がマレー半島におけるイスラーム法学の主流であった。しかし20世紀初めからサラフィー思想は東南アジアのウラマーの間で広まっていき、特にマレー半島のウラマーの間では優勢になっていった。一方で、マレー半島でもクランタンのイスラーム宗教評議会のように、サラフィー思想を受け入れずに、シャーフイー派の伝統を擁護する動きが見られた。このような動きの結果、イスラーム宗教評議会やイスラーム宗教行政法といった公的な制度においては、シャーフイー派が公式の法学派として維持されることになった。

考 察

1970年代になるとシャーフイー派の学説を典拠とすることはますます少なくなり、サラフィー的なシャリーア解釈や「公共の福利」のみを典拠とする法学説が増えていった。この背景には、1957年に成立したマレーシア（独立当初はマラヤ連邦）という国家の国策があった。イスラームの論理は民族間関係や開発を最優先する国策に追随することを強要された。国家の安定のためには伝統的なシャーフイー派の学説は問題が多く、サラフィー的シャリーア解釈や、さらには「公共の福利」の論理に基づく解釈が求められた。伝統的なシャーフイー派の学説では、20世紀前半に急増した華人（仏教徒やキリスト教徒）やインド人（ヒンドゥー教徒等）を国民の一員として扱うことは難しく、新たな解釈が求められた。

同時に、教育機関においても行政機関においてもウラマーの官僚化が進み、ウラマーたちは所得を保障されつつも、国策に奉仕する機構の一部とならざるをえない者が多くなっていった。1980年代になるとマレーシア政府によるウラマーの官僚としての雇用とファトワーをはじめとするイスラームに基づく言説への統制がさらに進展した。ウラマーの留学先として、マッカは急速に選択肢から外れ、エジプトへの留学が急速に拡大した。ウラマーが「公共の福利」の論理によって安易に政府の施策を肯定し続けることは、ウラマーによるシャリーア解釈の活動が停滞していると見なされることにもつながっ

た。

1950年代から80年代にかけて、シャリーア解釈権をめぐる、近代国家マレーシアとウラマーたちは時に激しく対立し、時に様々な駆け引きを演じた。徐々にウラマーは新たな教義解釈やファトワーを制限されていき、シャリーア解釈によってムスリム社会で影響力を行使することや政府を牽制することを封じられた。ウラマーは、ムスリム社会でのファトワーを通じた活動を大きく制限されることになったが、この事態と同時に、マレーシアのイスラーム教育におけるエジプト、特にアズハル大学の影響は決定的に大きくなっていった。

要 約

20世紀を通してウラマーが国家によるシャリーア解釈権独占の方針を覆すことはなかった。ウラマーはシャリーア解釈権をめぐる政府と対立し、あるいは政府内からシャリーアの解釈権を確立しようと試みてきた。ウラマーは政府に圧力をかけ、一定の成果を挙げたが、ウラマーの官僚化が進むとともにウラマーの社会的権威も失われていった。ファトワーがマレーシアのムスリム社会において政治利用されるとともに、ウラマーはファトワーと新たな解釈を大きく規制され、ムスリム社会で影響力を行使することが一層困難となっていった。この変化は、ウラマーの留学先がシャーフイー派の拠点であったマッカからサラフィー思想の本場であったエジプトへと移行したことと軌を一にしていた。

謝 辞

本研究では、マレーシアのマレー半島部およびインドネシアのジャワ島東部でイスラーム法学書やファトワーの収集にあたり、ウラマーへのインタビューを行った。この現地調査は公益財団法人三島海雲記念財団からの研究助成を受けて実施された。関係者各位に謝辞を申し上げたい。

文 献

- 1) Azyumardi Azra: *The Origins of Islamic Reformism in Southeast Asia: Networks of Malay-Indonesian and Middle Eastern 'Ulamā in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, Allen & Unwin and University of Hawai'i Press, Crows Nest and Honolulu, 2004.
- 2) Kaptein, Nico: *The Muhiimat al-Nafais: A Bilingual Meccan Fatwa Collection for Indonesian Muslims from the End of the Nineteenth Century*, INIS, Jakarta, 1997.
- 3) Md. Sidin Ahmad Ishak, Mohammad Rezuan Othman: *The Malays in the Middle East: With a Bibliography of*

- Malay Printed Works Published in the Middle East*,
University of Malaya Press, Kuala Lumpur, 2000.
- 4) Riddelle, Peter: *Islam and the Malay-Indonesian World: Transmission and Responses*, University of Hawaii Press, Honolulu, 2001.
- 5) Roff, William: *Studies on Islam and Society in Southeast Asia*, NUS Press, Singapore, 2009.
- 6) Syed Alwi Tahir al-Haddad: *Fatwa-fatwa Mufti Kerajaan Johor: 1356-1381 Hijrah=1936-1961 Miladiyah*, Bahagian Penerbitan Jabatan Agama Johor, Johor Bharu, 1981.